

表6-7-1 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排水等の水質調査結果

(令和元年度)

調 査 項 目	単 位	最 終 放 流 口				地 下 水	許 容 限 度	
		R1.5.29	R1.7.17	R1.8.1	R1.11.6			
生 活 環 境 項 目	pH	—	6.9	6.6	6.9	7.3	—	5.8~8.6
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	20
	COD	〃	8.8	7.3	10	10	—	20
	SS	〃	1.3	2	1.5	5	—	10
	n-ヘキサン抽出物質	〃	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	5
	全窒素 (T-N)	〃	2.2	3.3	3.2	3.7	—	40
	全燐 (T-P)	〃	0.01	0.008	0.01	0.005	—	4
	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	0.005
	銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	1
	亜鉛	〃	<0.01	0.040	0.01	0.006	—	1
そ の 他 の 項 目	溶解性鉄	〃	0.06	<0.1	0.04	<0.1	—	0.3
	溶解性マンガン	〃	0.020	<0.02	0.004	0.05	—	0.3
	全クロム	〃	<0.02	<0.05	<0.02	<0.05	—	0.2
	弗素	〃	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	—	0.8
	大腸菌群数	個/mL	0	0	54	4	—	300
	ニッケル	mg/L	0.003	<0.001	0.003	0.003	—	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	0.45	1.2	1.2	1.0	—	10
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	0.01
	全シアン	〃	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	検出されないこと
	有機燐化合物	〃	—	<0.003	—	<0.003	—	検出されないこと
害 物	鉛	〃	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	—	0.01
	六価クロム	〃	<0.005	<0.02	<0.005	<0.02	—	0.05
	砒素	〃	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	—	0.01
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	<0.00005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	—	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	〃	—	<0.0005	—	<0.0005	—	検出されないこと
	トリクロロエチレン	〃	<0.003	<0.002	<0.003	<0.002	—	0.03
	テトラクロロエチレン	〃	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.0005	—	0.01
	ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02
	四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002
	1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	0.004
質	1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	—	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.03	<0.0005	<0.03	<0.0005	—	0.3
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002
	チウラム	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006
	シマジン	〃	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	0.003
	チオベンカルブ	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02
	ベンゼン	〃	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	—	0.005
	セレン	〃	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002	—	0.01
ホウ素及びその化合物	〃	0.41	0.30	0.38	0.57	—	1.0	
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	—	0 (R1.6.20採水)	0.00028	0 (R2.1.24採水)	0.040	(管理基準:10) (環境基準:1)	

(備考) 1 最終放流口における水質検査は、原則として、5、8月は水道局が、7月、11月、1月は環境監視センターが実施  
(5、8月の有機燐化合物及びポリ塩化ビフェニルについては、環境監視センターが実施)

2 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排水に係る許容限度

3 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、水質検査は環境監視センターが実施。環境基準が適用される

4 最終放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される

表6-7-2(1) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(1)

(令和元年度)

調 査 項 目	単 位	山 下 谷 橋					三 島 橋					環境基準
		最 大	最 小	平 均	調 査 回 数	最 大	最 小	平 均	調 査 回 数			
生 活 環 境 項 目	pH	—	8.0	7.6	7.8	(12)	8.0	7.4	7.7	(12)	6.5~8.5	
	DO	mg/L	12	7.6	10	(12)	—	—	—	(0)	7.5以上	
	BOD	〃	1.6	<0.5	0.8	(12)	1.0	<0.5	<0.5	(4)	2	
	COD	〃	6.8	1.5	3.0	(12)	3.8	2	2.9	(4)	—	
	SS	〃	7	1	4	(12)	4.6	2	2.9	(4)	25	
	大腸菌群数	MPN/100mL	17,000	700	4,400	(12)	—	—	—	(0)	1,000	
	全窒素 (T-N)	mg/L	3.3	0.86	1.2	(12)	0.6	0.5	0.5	(4)	—	
	全燐 (T-P)	〃	0.093	0.008	0.048	(12)	0.04	0.02	0.03	(4)	—	
	全亜鉛 (T-Zn)	〃	0.003	0.001	0.002	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	0.03	
	n-ヘキサン抽出物質	〃	0.7	<0.5	0.5	(12)	—	—	—	(0)	—	
特 殊 項 目	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	—	
	銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	—	
	溶解性鉄	〃	0.1	0.1	0.1	(2)	0.0003	0.0003	0.0003	(0)	—	
	溶解性マンガン	〃	0.03	0.03	0.03	(2)	0.002	0.002	0.002	(0)	—	
	全クロム	〃	<0.05	<0.05	<0.05	(2)	0.001	0.001	0.001	(0)	—	
	有機燐化合物	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	0.002	0.002	0.002	(0)	—	
	ニッケル	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	—	
	健康	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003
	全シアン	〃	<0.1	<0.1	<0.1	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	検出されないこと	
	鉛	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
康 項 目	六価クロム	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.05	
	砒素	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
	総水銀	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	(4)	0.0005	
	アルキル水銀	〃	—	—	—	(2)	—	—	—	(4)	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	—	—	—	(0)	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
	テトラクロロエチレン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
	ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02	
	四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(2)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(4)	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	0.1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.004	<0.004	<0.004	(4)	0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.03	<0.03	<0.03	(4)	1		
1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	—	—	—	(0)	0.006		
1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	0.002		
チウラム	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	0.006		
シマジン	〃	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	0.003		
チオベンカルブ	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.02		
ベンゼン	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01		
セレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	0.9	0.6	0.8	(2)	0.68	0.40	0.52	(4)	10		
ふっ素	〃	<0.08	<0.08	<0.08	(2)	<0.08	<0.08	<0.08	(4)	0.8		
ほう素	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	<0.02	<0.02	<0.02	(4)	1		
1,4-ジオキサン	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.05		
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.086	0.053	0.070	(2)	0.022	0.022	0.022	(1)	1		
ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	0.18	0.13	0.16	(2)	0.12	0.12	0.12	(1)	150		

(備考) 1 BODについては、平均の欄に年間75%値を示す

2 水質調査の実施機関は、三島橋が水道局、山下谷橋が環境監視センター

表6-7-2(2) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(2)

(令和元年度)

調 査 項 目	単 位	久 太 夫 橋					六 十 枚 橋					環 境 基 準
		最 大	最 小	平 均	調 査 回 数	最 大	最 小	平 均	調 査 回 数			
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.9	7.5	7.7	(12)	7.9	7.4	7.5	(12)	6.5~8.5	
	DO	mg/L	13	7.1	10	(12)	12	6.4	9.6	(12)	7.5以上	
	BOD	mg/L	1.1	<0.5	0.6	(12)	1.9	<0.5	1.6	(12)	2	
	COD	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—	
	SS	〃	11	<1	3	(12)	5	1	2	(12)	25	
	大腸菌群数	MPN/100mL	11000	340	3,900	(12)	79000	260	11,000	(12)	1,000	
	全窒素 (T-N)	mg/L	—	—	—	(0)	3.5	0.92	1.7	(4)	—	
	全燐 (T-P)	〃	—	—	—	(0)	0.29	0.059	0.13	(4)	—	
	全亜鉛 (T-Zn)	〃	0.005	<0.001	0.003	(4)	0.017	<0.001	0.007	(4)	0.03	
	n-ヘキサン抽出物質	〃	—	—	—	(0)	<0.5	<0.5	<0.5	(6)	—	
	特 殊 項 目	フェノール類	mg/L	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
銅		〃	—	—	—	(0)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	—	
溶解性鉄		〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—	
溶解性マンガン		〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—	
全クロム		〃	—	—	—	(0)	<0.05	<0.05	<0.05	(4)	—	
有機燐化合物		〃	—	—	—	(0)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(1)	—	
ニッケル		〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—	
健 康 項 目		カドミウム	mg/L	—	—	—	(0)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003
		シアン化合物	〃	—	—	—	(0)	<0.1	<0.1	<0.1	(4)	検出されないこと
		鉛	〃	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.01
		六価クロム	〃	—	—	—	(0)	<0.02	<0.02	<0.02	(4)	0.05
	砒素	〃	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.01	
	総水銀	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	0.0005	
	アルキル水銀	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(4)	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(1)	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
	テトラクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	0.01	
	ジクロロメタン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02	
項 目	四塩化炭素	〃	—	—	—	(0)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(4)	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.004	<0.004	<0.004	(4)	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(4)	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	〃	—	—	—	(0)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002	
	チウラム	〃	—	—	—	(0)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(4)	0.006	
	シマジン	〃	—	—	—	(0)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003	
	チオベンカルブ	〃	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02	
	ベンゼン	〃	—	—	—	(0)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
セレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.01		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	—	—	—	(0)	1.3	0.7	0.9	(4)	10		
ふっ素	〃	—	—	—	(0)	<0.08	<0.08	<0.08	(4)	0.8		
ほう素	〃	—	—	—	(0)	0.05	0.02	0.03	(4)	1		
1,4-ジオキサン	〃	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.05		
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	—	—	—	(0)	0.14	0.046	0.093	(2)	1		
ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	—	—	—	(0)	0.14	0.14	0.14	(1)	150		

(備考) 1 BODについては、平均の欄に年間75%値を示す

2 久太夫橋、六十枚橋における水質検査は、環境監視センターが実施

3 六十枚橋における水質調査項目のうち、有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メルジプトン、EPN)についてはEPNのみの調査

表6-7-3(1) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排水等の事業者による水質測定結果(1)

(令和元年度)

調査項目	単位	浸出水処理施設放流口					許容限度	地下水		環境基準	
		最大	最小	平均	調査回数	H31.4.16		R1.10.1			
生活環境項目	pH	—	7.4	6.4	6.8	(12)	5.8~8.6	7.6	7.1	—	
	BOD	mg/L	7.5	0.6	1.7	(12)	20	1.0	0.7	—	
	COD	〃	10	3.5	7.1	(12)	20	<0.5	<0.5	—	
	SS	〃	2.2	0.5	1.2	(12)	10	<0.5	<0.5	—	
	n-ヘキサン抽出物質	〃	<0.5	0.5	<0.5	(12)	5	<0.5	<0.5	—	
	全窒素(T-N)	〃	18	1.5	4.4	(12)	40	0.81	0.80	—	
	全燐(T-P)	〃	0.03	0.03	0.03	(12)	4	0.018	0.018	—	
	その他の項目	フェノール類	mg/L	<0.004	—	—	(2)	0.005	<0.004	<0.004	—
		銅	〃	<0.01	—	—	(2)	1	<0.01	<0.01	—
		亜鉛	〃	<0.10	—	—	(2)	1	<0.1	<0.1	—
溶解性鉄		〃	0.1	—	—	(2)	0.3	<0.1	<0.1	—	
溶解性マンガン		〃	0.02	<0.02	0.02	(2)	0.3	<0.02	<0.02	—	
全クロム		〃	<0.02	—	0.02	(2)	0.2	<0.02	<0.02	—	
弗素		〃	0.1	<0.08	<0.09	(2)	0.8	<0.08	<0.08	0.8	
大腸菌群数		個/mL	0	—	—	(2)	300	0	0	—	
ニッケル及びその化合物		mg/L	0.005	<0.005	0.005	(2)	0.01	<0.005	<0.005	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		〃	5.8	1.4	3.6	(2)	10	0.9	0.7	10	
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	—	(2)	0.01	<0.0003	<0.0003	0.003	
	シアン化合物	〃	<0.05	—	—	(2)	検出されないこと	<0.05	<0.05	検出されないこと	
	有機燐化合物	〃	<0.05	—	—	(2)	検出されないこと	<0.05	<0.05	—	
	鉛及びその化合物	〃	<0.005	—	—	(2)	0.05	<0.001	<0.001	0.01	
	六価クロム化合物	〃	<0.005	—	—	(2)	0.05	<0.005	<0.005	0.05	
	砒素及びその化合物	〃	<0.001	—	—	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	<0.00005	—	—	(2)	0.0005	<0.00005	<0.00005	0.0005	
	ポリ塩化ビフェニル	〃	<0.0005	<0.0005	—	(2)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	〃	<0.002	—	—	(2)	0.03	<0.0005	<0.0005	0.01	
	テトラクロロエチレン	〃	<0.0005	—	—	(2)	0.01	<0.002	<0.002	0.01	
有害物質	ジクロロメタン	〃	<0.002	—	—	(2)	0.02	<0.0005	<0.0005	0.02	
	四塩化炭素	〃	<0.0002	—	—	(2)	0.002	<0.002	<0.002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	—	—	(2)	0.004	<0.0002	<0.0002	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	—	—	(2)	0.02	<0.0004	<0.0004	0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	—	—	(2)	0.04	<0.004	<0.004	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.0005	—	—	(2)	0.3	<0.0005	<0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	—	—	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	—	—	(2)	0.002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	チウラム	〃	<0.0006	—	—	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006	
	シマジン	〃	<0.0003	—	—	(2)	0.003	<0.0003	<0.0003	0.003	
有害物質	チオベンカルブ	〃	<0.002	—	—	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02	
	ベンゼン	〃	<0.001	—	—	(2)	0.005	<0.001	<0.001	0.01	
	セレン及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	—	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01	
	ホウ素及びその化合物	〃	0.3	0.2	0.25	(2)	1	<0.1	<0.1	1	
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.000039	0.000018	0.000029	(3)	10	0.062	0.063	1		

(備考) 1 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排水に係る許容限度

2 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、環境基準が適用される

3 浸出水処理施設放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される

表6-7-3(2) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排出水等の事業者による水質測定結果(2)

(令和元年度)

調査項目	単位	観測井戸		管理指針
		H31.4.16	R1.10.1	
一般細菌	個/mL	0	0	100
大腸菌群	—	不検出	不検出	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
水銀及びその化合物	〃	<0.00005	<0.00005	0.0005
セレン及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
鉛及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
ヒ素及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム化合物	〃	<0.005	<0.005	0.05
シアン化物イオン及び塩化シアン	〃	<0.001	<0.001	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	1.0	1.1	10
フッ素及びその化合物	〃	<0.08	<0.08	0.8
ホウ素及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	0.002
1,4-ジオキサン	〃	<0.005	<0.005	0.05
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.004	0.04
ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	0.02
テトラクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	0.01
トリクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	0.01
ベンゼン	〃	<0.001	<0.001	0.01
塩素酸	〃	<0.06	<0.06	0.6
クロロ酢酸	〃	<0.002	<0.002	0.02
クロロホルム	〃	0.001	<0.001	0.06
ジクロロ酢酸	〃	<0.003	<0.003	0.04
ジブロモクロロメタン	〃	<0.001	<0.001	0.1
臭素酸	〃	<0.001	<0.001	0.01
総トリハロメタン	〃	0.001	<0.001	0.1
トリクロロ酢酸	〃	<0.003	<0.003	0.2
ブロモジクロロメタン	〃	<0.001	<0.001	0.03
ブロモホルム	〃	<0.001	<0.001	0.09
ホルムアルデヒド	〃	<0.008	<0.008	0.08
亜鉛及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
アルミニウム及びその化合物	〃	<0.02	<0.02	0.2
鉄及びその化合物	〃	<0.03	<0.03	0.3
銅及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
ナトリウム及びその化合物	〃	45	38	200
マンガン及びその化合物	〃	<0.005	<0.005	0.05
塩素イオン	〃	150	71	200
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	〃	200	110	300
蒸発残留物	〃	410	280	500
陰イオン界面活性剤	〃	<0.02	<0.02	0.2
ジオキシベンゼン	〃	<0.000001	<0.000001	0.00001
2-メチルイソボルネオール	〃	<0.000001	<0.000001	0.00001
非イオン界面活性剤	〃	<0.005	<0.005	0.02
フェノール類	〃	<0.0005	<0.0005	0.005
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	〃	0.3	0.3	3
pH値	—	6.4	6.4	5.8~8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<0.5	<0.5	5
濁度	〃	<0.1	<0.1	2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.062	0.062	1

(備考) 管理指針とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める地下水に係る管理指針

## 8 ゴルフ場排水監視

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止することを目的として、「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対して農薬の使用実績及び排水水の自主測定結果の報告を求めています。

令和元年度は、農薬使用状況及び自主測定結果の報告内容に問題はありませんでした。

また、福島県生活環境の保全等に関する条例で定める排水基準等の遵守状況を確認するため、9 ゴルフ場への立入調査を行いました。すべてのゴルフ場において基準値を下回りました。

表6-8 ゴルフ場排水に係る排水基準等 ※「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める許容限度  
(単位:mg/L)

項目		基準値 (許容限度)	項目		基準値 (許容限度)
1	イソキサチオン	0.08	34	ホセチル	23
2	ダイアジノン	0.05	35	ポリカーバメート	0.3
3	フェントロチオン(MEP)	0.03	36	シデュロン	3
4	イソプロチオラン	2.6	37	ハロスルフロメチル	2.6
5	オキシ銅(有機銅)	0.2	38	フラザスルフロ	0.3
6	クロロタロニル(TPN)	0.4	39	チウラム(チラム)	0.06
7	プロピザミド	0.5	40	シマジン(CAT)	0.03
8	クロルピリホス	0.02	41	チオベンカルブ	0.2
9	トリクロルホン(DEP)	0.05	42	アセタミプリド	1.8
10	イプロジオン	3	43	イミダクロプリド	1.5
11	エトリジアゾール(エクロゾール)	0.04	44	クロチアニジン	2.5
12	キャプタン	3	45	チアトキサム	0.47
13	クロロネブ	0.5	46	テブフェノジド	0.42
14	トルクロホスメチル	2	47	ベルメトリン	1
15	フルトラニル	2.3	48	ベンスルタップ	0.9
16	ペンシクロン	1.4	49	ジフェノコナゾール	0.25
17	メブロニル	1	50	シプロコナゾール	0.3
18	アシュラム	10	51	シメコナゾール	0.22
19	ナプロバミド	0.3	52	チオファネートメチル	3
20	ブタミホス	0.2	53	チフルザミド	0.37
21	ベンディメタリン	3.1	54	テトラコナゾール	0.1
22	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.1	55	テブコナゾール	0.77
23	メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.47	56	トリフルミゾール	0.39
			57	バリダマイシン	12
			58	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
24	アセフェート	0.063	59	ベノミル	0.2
25	メタラキシル及びメタラキシルM	0.58	60	ボスカリド	1.1
26	ジチオピル	0.095	61	エトキシスルフロ	1.4
27	トリクロピル	0.06	62	オキサジアルギル	0.2
28	ピリプチカルブ	0.23	63	オキサジクロメホン	0.24
29	エトフェンプロックス	0.82	64	カフェンストロール	0.07
30	チオジカルブ	0.8	65	シクロスルファミロン	0.8
31	アゾキシストロビン	4.7	66	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051
32	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06	67	トリネキサパックエチル	0.15
33	プロピコナゾール	0.5			

(注1) この他、ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(平成29年3月9日環境省水・大気環境局長通知)により、ゴルフ場を指導する際の参考とするための指針値(水濁指針値及び水産指針値)が設定されている。

(注2) 表に示す農薬のうち、チウラム(チラム)、シマジン(CAT)及びチオベンカルブは法定有害物質、他は法定外有害物質として基準値が設定されている。

## 9 事故等緊急時の調査

公共用水域等への油流出や魚類へい死等の水質汚濁事故の通報が市民や関係機関等から寄せられた際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

令和元年度に通報のあった公共用水域での水質汚濁事故件数は計12件で、その内訳は、表6-9のとおりです。

表6-9 水質汚濁事故件数の内訳

(令和元年度)

事故内訳		事故件数(件)
油流出	事業場	2
	その他	7
汚水等流出	事業場	1
	その他	0
魚類へい死	事業場排水	0
	酸欠	0
	その他	2
合計		12

## 10 法令に基づく届出状況

法及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」により、事業場が汚水発生施設、排水処理施設の設置、変更又は廃止等をする場合には、届出が義務づけられています。

令和元年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

### (1) 水質汚濁防止法対象事業場（表6-10(1)-1~2）

法に基づく特定施設設置事業場は575事業場あり、このうち排水量又は排出物質により法の規制がかかる事業場は、全体の約40%の234事業場となっています。

なお、その他、「電気事業法」のみの規制がかかる事業場は2事業場となっています。

### (2) 県条例の対象事業場（表6-10(2)）

県条例に基づく排水指定施設設置事業場は83事業場（特定施設設置事業場と一部重複）あり、このうち排水量又は排出物質により県条例の規制がかかる事業場は33事業場となっています。

表6-10(1)-1 水質汚濁防止法による届出状況

(令和元年度)

法施行 令別表 第一の 号番号	業種・施設名	法規制対象特定事業場								規 制 対 象 外	第5条第3項 有害物質使用 特定事業場	合 計	
		1日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上		1日当たりの平均排水量 30m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> /日 未 満		1日当たりの平均排水量 10m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> /日 未 満		1日当たりの平均排水量 10m <sup>3</sup> /日 未 満				うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場
		うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場	うち有害物 質使用特定 事業場						
1の2	畜産農業	1		1		1				21		24	0
2	畜産食料品製造業					1				2		3	0
3	水産食料品製造業	7		2		5				24		38	0
4	保存食料品製造業	1		1						4		6	0
5	調味料製造業	1								7		8	0
8	パン菓子製造・製あん業					1						1	0
10	飲料製造業					2				5		7	0
11	動物系飼料・有機質肥料製造業									1		1	0
16	麺類製造業									6		6	0
17	豆腐・煮豆製造業									10		10	0
19	紡績・繊維製品製造・加工業									5		5	0
22	木材薬品処理業									6		6	0
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2								1		3	0
23の2	新聞・出版・印刷業									3		3	0
24	化学肥料製造業	2	2							1		3	2
26	無機顔料製造業	2	2									2	2
27	無機化学工業製品製造業	4	3	1		1						6	3
32	有機顔料・合成染料製造業	2										2	0
33	合成樹脂製造業	1										1	0
37	その他の石油化学工業			1	1							1	1
46	有機化学工業製品製造業	9	7									9	7
47	医薬品製造業	2	1									2	1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1	1			1	1					2	2
54	セメント製品製造業	1		1						5		7	0
55	生コンクリート製造業	5				1				8		14	0
59	砕石業	2				1				3		6	0
60	砂利採取業									5		5	0
62	非鉄金属製造業	3	3					2	2		(2)	5	5
63	金属製品・機械器具製造業	6	4	3	2	3	2	2	2	4		18	10
64の2	水道施設	2								4		6	0
65	酸・アルカリ表面処理施設	3	1			6	1	3	3	4		16	5
66	電気めっき施設	4	4			2	2	2	2			8	8
66の3	旅館業	27		5		22				59		113	0
66の4	共同調理場	4								2		6	0
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	1								1		2	0
66の6	飲食店	4		2		2				1		9	0
67	洗濯業	4		1		3				42		50	0
68	写真現像業							1	1	2	(1)	3	1
68の2	病院									3		3	0
69の2	中央卸売市場									1		1	0
69の3	地方卸売市場	1										1	0
70	廃油処理施設	1										1	0
70の2	自動車分解整備事業									2		2	0
71	自動式車両洗浄施設					3				96		99	0
71の2	試験研究機関	1	1	2	1	2	2	6	6		(1)	11	10
71の3	一般廃棄物処理施設					1				1		2	0
71の4	産業廃棄物処理施設									1	(1)	1	0
72	し尿処理施設	28		2						1		31	0
73	下水道終末処理施設	4										4	0
74	特定事業場排水の処理施設	1				1						2	0
合 計		137	29	22	4	59	8	16	16	341	(5)	575	57

(備考)

- 複数の施設を有する事業場は、その事業場を代表する施設にのみ計上している。
- 特定事業場のうち、下水道又は74号の処理施設に全量排出する事業場を含まない。

表6-10(1)-2 電気事業法等による届出状況

(令和元年度)

番号	届出の種類 業種(施設名)	電気事業法等に係る 水質特定事業場数	うち、水質汚濁防止法で 規制される事業場数 (表6-10(1)-1と重複)	うち、電気事業法のみで 規制される事業場数
届出事業場数合計		4	2	2

(備考) 業種(施設名)の番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一による。

表6-10(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例による届出状況

(令和元年度)

排水指定 施設の号 番号	届出事業場 業種(施設名)	1日当たりの平均排水量 30 m <sup>3</sup> /日 以上		1日当たりの平均排水量 30 m <sup>3</sup> /日 未満		規制 対象外	合 計	
			うち有害物 質使用排水 指定事業場		うち有害物 質使用排水 指定事業場			うち有害物 質使用排水 指定事業場
1	水産食料品製造業(解凍施設・混練施設)	4				8	12	0
2	野菜作農業(もやし栽培農業に限る。)(洗浄施設)						0	0
3	電子部品・デバイス製造業(研磨施設・洗浄施設)					2	2	0
4	窯業・土石製品製造業(切削施設等)	1				34	35	0
5	放送業(自動式フィルム現像洗浄施設)						0	0
6	鉄道業(車両整備施設)						0	0
7	コイン洗車場					5	5	0
8	一般廃棄物処理施設(一般廃棄物最終処分場)	2					2	0
9	産業廃棄物処理施設(産業廃棄物最終処分場)	12	9			1	13	9
10	電気業(廃ガス洗浄施設)						0	0
11	ゴルフ場	11	11	3	3		14	14
届出事業場数合計		30	20	3	3	50	83	23

(備考) 排水指定施設を有する特定事業場を含む。

## 11 水質発生源立入検査

本市は、法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の排水を検査し、排水基準の遵守状況を確認しています。また、排水基準の適用を受けない小規模事業場についても、施設稼動状況などの確認検査を行っています。

### ① 排水基準の適用となる事業場

法及び県条例の基準の適用を受ける事業場（令和元年度末現在：法規制対象 234 事業場、県条例規制対象 33 事業場）のうち、95 事業場（立入件数延べ 109 件）の検査を行いました。

検査の結果、9 事業場において排水基準に不適合または抵触するおそれがあったため、排水処理施設の改善・維持管理の徹底を指導しました。

### ② 排水基準の適用を受けない小規模事業場

法及び県条例に定める特定施設を有する小規模事業場（排水基準が適用されない 391 事業場（令和元年度末現在）のうち、102 事業場について届出状況等の確認検査を行いました。

表6-11 事業場排水の規制項目

濃度規制	水質汚濁防止法の規制項目	健康項目	カドミウム等27項目
		生活環境項目	pH等15項目
	上乗せ条例の規制項目	健康項目	カドミウム及びその化合物
			シアン化合物
			六価クロム化合物
			フッ素及びその化合物
	上乗せ条例の規制項目	生活環境項目	BOD
			COD
			SS
			n-ヘキサン抽出物質(鉱物類)
			n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)
			フェノール類
			銅
	生活環境の保全等に関する条例の規制項目	法定有害物質(=健康項目)	カドミウム等27項目
			法定外有害物質
法定項目(=生活環境項目)		pH等15項目	
		法定外項目	ニッケル含有量
		水温	
	色度		

#### 排水の規制方式

##### ● 濃度規制

特定事業場から排出される水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する方式である。特定事業場から公共用水域に排出される水には、有害物質及び生活環境項目について、全国一律の排水基準(一律基準)が定められている。

また、この一律基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、都道府県条例で一律基準よりも厳しい基準(上乗せ基準)を定められることになっており、本県でも上乗せ基準が設定されている。

さらに、水質汚濁防止法の規制対象となっていない施設及び項目については、「福島県生活環境の保全等に関する条例」により基準が設定されている。

##### ● 総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制方式。

地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。現在のところ、本市に指定地域はない。